

天理市建設工事に係る変動型最低制限価格制度について

1. 対象工事について

設計価格（税抜） 1, 0 0 0 万円以上の全ての建設工事に適用する。

2. 最低制限価格の算定方法について

以下の①～②の手順により最低制限価格を定める。（最低制限価格は事後公表）

①中央公契連R4 基準（国基準）により算定

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費 × 97%・ 共通仮設費 × 90%・ 現場管理費 × 90%・ 一般管理費 × 68% | } | <p>本市入札審査室の職員において、左記のとおり各費目の合計金額（1,000円未満切り捨て）を算定し、最低制限基本価格（税抜）として設定する。</p> <p>ただし、その額が設定範囲（※）の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限基本価格（税抜）として設定する。</p> <p><u>算定した最低制限基本価格（税抜）は事前公表とする。</u></p> |
|---|---|--|

（※）【設定範囲】

下限額：設計価格（税抜）に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）

上限額：設計価格（税抜）に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）

②開札時に、電子入札システムの電子くじにより決定する下記のいずれかの**変動係数**を、上記①で設定した**最低制限基本価格（税抜）**に乘じた額（1,000円未満切り捨て）を**最低制限価格（税抜）**とする。

変動係数（0.991、0.992、0.993、0.994、0.995、0.996、0.997、0.998、0.999、1.000）

（例）**最低制限基本価格（税抜）**が12,560,000円で変動係数が0.993の場合

12,560,000円 × 0.993 = 12,472,080円となり、1,000円未満を切り捨てた12,472,000円を**最低制限価格（税抜）**とし、地方税及び地方消費税を加算した13,719,200円を最低制限価格（税込）とする。

3. 入札金額について

上記2の算定により決定した**最低制限価格（税抜）**から**予定価格（税抜）**の範囲内において、最低の入札金額（税抜）により入札をした者が落札者（落札候補者）となる。

入札金額（税抜）が**最低制限価格（税抜）**と同額であっても有効な入札ではあるが、**最低制限価格（税抜）**から**予定価格（税抜）**の範囲内における入札金額（税抜）も有効な入札となる。

※入札金額（税抜）は、入札参加者が自社で見積もった契約見積金額であるため、必ずしも**最低制限価格（税抜）**と同額でなくてもよい。

入札金額（税抜）＝最低制限価格（税抜）から予定価格（税抜）の範囲内